

## 福島県ふたば医療センター附属病院MRI装置新設事業の事業者募集公告

福島県ふたば医療センター附属病院（以下「当病院」という。）では、民間事業者が整備する施設及びMRI装置を当病院が買い取り、MRI棟として整備する事業を実施する。この度、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により施設整備事業者を募集するので、公告する。

令和4年2月25日

福島県ふたば医療センター附属病院長 谷川 攻一

### 1 事業概要

(1) 事業名 福島県ふたば医療センター附属病院MRI装置新設事業

(2) 発注者 福島県ふたば医療センター附属病院

(3) 事業場所 福島県双葉郡富岡町大字本岡字王塚地内  
(福島県ふたば医療センター附属病院敷地内)

(4) 対象業務

福島県ふたば医療センター附属病院MRI装置新設事業（以下「本事業」という。）の対象業務は次のとおりとする。

ア 磁気共鳴画像診断装置（以下「MRI装置」という。）本体（一式）の導入

- ・当病院が指定する性能・機能に関する要件をすべて満たすMRI装置の導入（装置の搬入、据付、配線、調整等を含む。）

イ MRI装置を格納する施設（以下「MRI棟」という。）の建設工事に関する調査、設計

- ・本事業に必要な建設工事の基本設計及び実施設計
- ・建築確認申請等の各種申請手続き
- ・エネルギーの仕様の合理化に関する法律の規定による届出等の手続き
- ・関係法令等の規定による各種届出に係る書類作成及び手続き又は届出業務
- ・その他事業の実施に必要な業務

ウ MRI棟の建設工事及び工事監理

- ・近隣調査及び対策
- ・本事業に必要な建設工事及び工事監理（空調設備工事、配管工事、電気工事、周辺機器への接続等を含む。）
- ・化学物質の室内濃度測定
- ・各種申請手続きに関する変更及び完了手続き
- ・その他整備に必要な業務

エ MRI装置周辺機器（付属品）の導入

- ・MRI検査に必要な周辺機器（付属品）の導入

オ 完成建物の譲渡

カ その他これらを実施する上で必要な関連業務

(5) 履行期限

令和5年2月28日まで。

ただし、提案により履行期限を短縮することは差し支えない。

## 2 プロポーザルの内容

提案書を特定するための審査基準などプロポーザルの詳細な内容は、福島県ふたば医療センター附属病院MRI装置新設事業募集要領（以下「募集要領」という。）による。

## 3 参加資格

### 1 共通事項

#### (1) 応募者の定義

応募者は、以下の要件を満たす1者単独の事業者（以下「単独事業者」という。）または複数の事業者（以下「構成員」という。）で構成される連合体（以下「グループ」という。）とし、グループの場合は、応募その他の手続等を代表して行う事業者（以下「代表事業者」という。）を定めるものとする。

#### (2) グループの役割分担

グループを構成する場合は、参加資格要件を満たす設計者、工事監理者、施工者、MRI装置導入事業者、宅地建物取引事業者（委託する場合は不要。詳しくは2(5)による。）を配置し、各役割を適切に分担するものとする。

#### (3) グループの構成員

① 応募書類等の受付後は、原則として構成員の変更及び追加は認めないものとする。ただし、当病院がやむを得ないと認める場合（代表事業者を除く。）は、この限りでない。

② 構成員は、他の提案を行うグループの構成員になることはできないものとする。

#### (4) その他

① 関係法令に基づく業務及び営業停止等の処分を受けている者は、応募者にはなれないものとする。

② 応募者が、応募書類等の受付日以降に資格要件を欠く事態が生じた場合は、原則として失格とする。ただし、当病院がやむを得ないと認める場合は、資格要件を欠く応募者の変更等（代表事業者を除く。）により、当該要件を満たすものとする。

## 2 参加資格要件

### (1) 建物等の設計に関する要件

① 応募者（グループの場合は設計を行う構成員の1者）が建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

② 応募者（グループの場合は構成員の1者）がMRI室の新設若しくは改修工事に係る設計の実績又はMRI室の新設若しくは改修工事に係る設計のコンサルティングに係る実績を複数有し、かつそれらは平成24年4月1日から令和4年3月31日までの間に完了又は竣工していること。

### (2) 建物等の工事監理に関する要件

応募者（グループの場合は構成員の1者）がMRI室の新設又は改修工事に係る工事監理の実績を複数有し、かつそれらは平成24年4月1日から令和4年

3月31日までの間に完了又は竣工していること。

(3) 建物等の建設工事に関する要件

- ① 応募者（グループの場合は建設工事を行う構成員の1者）が当該工事に必要な、建設業法（昭和24年法律第100号）に定める監理技術者の資格を有する者を専任で配置できること。
- ② 応募者（グループの場合は建設工事を行う構成員の1者）がMRI室の新設又は改修工事に係る建設の実績を複数有し、かつそれらは平成24年4月1日から令和4年3月31日までの間に完了又は竣工していること。
- ③ 緊急時（自然災害や事故等）には迅速な連絡・対応ができる体制を有していること。

(4) MRI装置導入に関する要件

応募者（グループの場合はMRI装置導入を行う構成員の1者）が、募集要領に示した要求水準と同等以上のMRI装置を導入（装置の搬入、据付、配線、調整まで含む）した実績を有し、かつそれらは平成24年4月1日から令和4年3月31日までの間に完了又は稼動していること。

(5) 宅地建物取引に関する要件

応募者（グループの場合は代表者）が宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条に規定する免許を有すること又は宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条に規定する免許を有している者に、建物売買にかかる業務を委託すること。

### 3 応募者の制限

応募者（グループの場合はすべての構成員）は、次のいずれにも該当しないこと。

- (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）。)
- (2) 建築士法（昭和25年法律第202号）第26条第2項の規定に基づく事務所の閉鎖処分を受けている者。
- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項又は第5項の規定による営業停止を受けている者。
- (4) 国税、地方税その他公租公課について滞納をしている者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当する者のほか、次に掲げる者。
  - ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。)
  - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。
  - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

(6) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者。

(7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。

#### 4 手続等

##### (1) 事務局

福島県ふたば医療センター附属病院 事務部

〒979-1151 双葉郡富岡町大字本岡字王塚 8 1 7 番地の 1

電話：0240-23-5090 FAX：0240-23-5091

E-mail：futaba\_fuzokubyouin@pref.fukushima.lg.jp

##### (2) 募集要領等の公表期間及び方法

以下の資料を事務局ホームページに掲載する。掲載期間は、令和4年2月25日から令和4年4月15日まで

ア 福島県ふたば医療センター附属病院MRI装置新設事業 募集要領

イ 福島県ふたば医療センター附属病院MRI装置新設事業  
提出書類説明書（様式集）

ウ 福島県ふたば医療センター附属病院MRI装置新設事業 要求水準書

エ 福島県ふたば医療センター附属病院MRI装置新設事業  
事業者評価基準

オ 福島県ふたば医療センター附属病院MRI装置新設事業  
基本協定書（案）

カ 福島県ふたば医療センター附属病院MRI棟 売買契約書（案）

##### (3) 参加表明書、技術提案書等の提出期間並びに提出場所及び方法

募集要領による。

#### 5 留意事項

本事業の実施は、令和4年度当初予算の成立を条件とする。予算が成立しない場合は、事業を見直すことがある。